

第 9 回定例教育委員会 会議録

開催月日 令和6年8月21日（水）

開催時間 午後 3 時 00 分から午後 3 時 50 分まで

開催場所 教育委員会室

出席委員 教育長 降籬 友宏
教育長職務代理者 長澤 重俊
委員 橋本 幸子
委員 相浦 陽子
委員 小澤 幸子

出席職員 教育次長 信田 恭央 高校教育課 主幹・指導主事 佐田 薫
教育監 荻野 智夫 特別支援教育・児童生徒支援課 副主幹・指導主事 諸星 嘉史
教育監 秋山 克也 副主幹・指導主事 小林 ゆかり
副参事 矢崎 孝一 総務課 課長 補佐 藤田 秀文
総務課長 望月 勝一 課主 小池 涼子
教育企画室長 岩出 修司
福利給与課長 永井 研一
学校施設課長 功刀 美奈子
義務教育課長 小池 孝二
高校教育課長 渡邊 英裕
特別支援教育・児童生徒支援課長 玄 間 修
生涯学習課長 古屋 明子
保健体育課長 花輪 孝徳
企画調整主幹 大沼 純一
働き方改革推進監 伊藤 宏紀

傍聴人 0 名

報道 2 名

会議要旨

〔 教育長開会宣言 〕

松坂委員から都合により会議を欠席する旨の届出があった。

1 議 案

第 18 号 令和 7 年度使用山梨県高等学校及び特別支援学校用教科用図書採択について
〔説明〕 高校教育課

教育長 本日は採択予定の教科用図書の一部を並べさせていただきましたので、手に取ってご覧いただき、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。

長澤委員 1冊1冊、すべてを確認しているのですか。

渡邊課長 はい。校内教科書採択研究委員会においてすべての教科用図書を確認し、生徒にとって一番良いものを選び、それぞれに選定理由書を作成しております。

教育長 研究委員会の構成はどのようになっていますか。

渡邊課長 各教科の教科主任を中心に構成されています。

教育長 構成人数や作業期間はどれくらいですか。

- 渡邊課長 各学校によって異なりますが、例として北杜高校は20名で構成されています。
4月から委員会を立ち上げて選定作業をしておりますので、作業期間は4ヶ月程度になります。
- 小澤委員 選定委員になった先生方はプレッシャーがあるのではないのでしょうか。
- 渡邊課長 先生方は自分たちが使用する教科書なので、熱意を持って取り組んでおります。
- 長澤委員 歴史の教科書は色々な解釈があるので選定が大変なのではないのでしょうか。
- 教育長 歴史は出版社によって特徴が出るので、各学校はその特徴をみながら生徒にとって一番良いものを選定しています。

【原案どおり決定】

2 報告事項 な し

3 その他報告

- (5) 公立小・中学校における不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に関するガイドラインの策定について
[説明] 特別支援教育・児童生徒支援課

- 長澤委員 不登校児童生徒がフリースクールへ通うことによる出席扱いと自宅で学習することによる出席扱い、どちらの方に問題意識を持っていますか。
- 玄間課長 フリースクールを利用する児童生徒が多くなってきている中で、フリースクールでの学びや出席扱いについてどうするのかという声が多く寄せられている状況であります。
- 教育長 自宅における学びに対する出席扱いの考え方については、今後ニーズが高まっていくと考えられます。
- 小澤委員 ガイドライン4ページに指導要録上の出席扱いの望ましい流れが記載されていますが、これを行うにはかなり時間を要すると思われそうですがいかがでしょうか。
- 玄間課長 ガイドラインの5ページ上段に望ましい流れを図式化したものがあります。フリースクールを利用する児童生徒の保護者から出席扱いの申請を学校が受け、市町村教育委員会と協議等を行い、出席認定の判断を行う流れになっております。報告書についても様式を提示しておりまして、できるだけ保護者や学校現場に負担にならないようにと考えております。
- 梶浦委員 フリースクールを利用している児童生徒は集団生活がある程度できるのでしょうか。自宅学習している児童生徒より学校復帰や社会的自立がしやすいのでしょうか。
- 玄間課長 不登校の理由は様々で、学校の友人関係や集団生活になじめずフリースクールに通っている児童生徒もいます。そのような場合、社会的自立に向けて、少しずつ自分の視野を広げていくというステップを踏んでいくことが大切であり、フリースクールだけでなく、学校のスクールカウンセラーやソーシャルワーカー、家庭も含めて一人一人の児童生徒に合った対応をしていきたいと考えております。

- 教育長 フリースクールは施設によって規模や自由度など様々であり、そこでの活動について出席認定ができるのか、学校側が実際に施設を訪問してしっかり確認することが重要であります。個々の事例によって認定判断までに要する時間は異なるので、保護者の方は出席扱いの相談や申請を早めに学校に行ってくださいと思います。
- 橋本委員 学校復帰だけでなく社会的自立を目指すことは大切なことではありますが、指導要録上の出席扱いが目的になってはいけないと思います。学校に行きづらくなった児童生徒が、安心して通える場所を選ぶことができ、そこでの活動を出席扱いにするためには、学校や施設そして保護者が慎重に連携してその子に適した対応をしていくべきだと考えます。
- 玄間課長 おっしゃるように、出席扱いは目的ではなく、あくまでも社会的自立や自己実現など社会生活を送るための1つのプロセスであり、出席扱いすることで子ども達のモチベーションアップにつながると考えております。
- 教育長 多様な学びをしている児童生徒に関係する人達が、出席認定の流れを通して学校とコミュニケーションを取っていただき、子ども達を多面的に見守ることにつながればよいと思います。
- 長澤委員 出席扱いが認められても学校に戻らない場合、卒業はどうなるのでしょうか。
- 玄間課長 フリースクールは学校ではないので卒業証書を出すことはできません。本人が在籍する学校において卒業することになります。
- 長澤委員 学校に戻らなくても学校が認めれば卒業できるということですね。
- 玄間課長 はい。ただ、学校復帰を排除するものではありません。学校復帰が目的ではないという学校に行かせる必要はないと誤解される方もいますがそうではなく、フリースクールと学校を半々で利用したり、教育支援センターを活用しながら学校への登校回数を増やしたりと学校復帰に向けて徐々に取り組んでいる生徒もいます。
- 長澤委員 個別の対応が大事ということですね。
- 相浦委員 県内のフリースクールはいくつぐらいあるのでしょうか。
- 玄間課長 県のホームページに掲載しているフリースクールは15施設です。ホームページへの掲載を希望していない施設もあるので実際はもう少し多いです。
- 相浦委員 フリースクールの基準はあるのですか。
- 玄間課長 フリースクール自体の基準はないですが、施設面や支援体制など児童生徒に最善の環境になっているのか、ガイドライン2、3ページにあるような視点で個別に判断する必要があります。
- 教育長 ガイドラインの冒頭にも記載してありますが、今後の国の動向やフリースクール等のネットワーク会議での意見などを踏まえ、適宜、必要に応じて内容を見直しながら運用していきたいと考えております。
- 長澤委員 信頼できるフリースクールが増えてくるのが大事なのではないのでしょうか。
- 教育長 そのとおりだと思います。

【 了 知 】

〔 教育長閉会宣言 〕

以 上